

別記様式第1

原子力事業者防災業務計画修正届出書

近大原研発第2008号 平成26年12月5日 原子力規制委員会 殿 届出者 住所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号 氏名 学校法人 近畿大学 理事長 清水 由 洋 (法人にあってはその名称及び代表者) 別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	近畿大学原子力研究所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉の設置の許可 昭和35年8月12日
原子力事業者防災計画修正年月日	平成26年12月1日
協議した都道府県知事及び市町村長	大阪府知事、奈良県知事及び東大阪市長
予定される要旨の公表の方法	インターネット及び近畿大学原子力研究所会議室等で公表

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力事業者防災業務計画

平成 2 6 年 1 2 月

近畿大学原子力研究所

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
1. 原子力災害	1
2. 原子力緊急事態	1
3. 原子力災害予防対策	1
4. 緊急事態応急対策	1
5. 原子力災害事後対策	2
6. 原子力事業者	2
7. 原子力事業所	2
8. 指定行政機関	2
9. 指定地方行政機関	2
10. 緊急事態勢	2
11. 原子力災害対策活動	2
12. 原子力防災組織	2
13. 原子力防災管理者	3
14. 副原子力防災管理者	3
15. 原子力防災要員	3
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
1. 原子力災害予防対策の実施	4
2. 緊急事態応急対策の実施	4
3. 原子力災害事後対策の実施	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制	6
1. 緊急事態勢の区分	6
2. 原子力防災組織	6
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者	7
第2節 原子力防災組織の運営	8
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	8
2. 緊急事態勢の発令及び解除	8

3.	緊急事態勢における権限の行使等	9
第3節	放射線測定設備及び原子力資機材等の整備	9
1.	敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査	9
2.	原子力防災資機材の整備	10
3.	気象計の設置、検査	10
第4節	原子力災害活動で使用する資料の整備	10
1.	緊急事態応急対策拠点に備え付ける資料	10
2.	原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	10
3.	対策本部に備え付ける資料	11
第5節	原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	11
1.	緊急対策本部室	11
2.	集合及び避難場所	11
3.	放送装置	11
第6節	防災教育	11
第7節	防災訓練	12
1.	研究所内における訓練	12
2.	国又は地方公共団体が主催する訓練	12
3.	結果の報告と公開	12
第8節	関係機関との連携協力	12
1.	国との連携協力	13
2.	地方公共団体との連携協力	13
3.	防災関係機関等との連携協力	13
第9節	周辺地域住民に対する平常時の広報活動	14
第3章	緊急事態応急対策の実施	15
第1節	通報、連絡	15
1.	通報の実施	15
2.	緊急事態勢の発令時の対応	15
3.	情報の収集と提供	15
4.	電話回線の確保	16
第2節	応急措置の実施	16
1.	警備、避難誘導	16
2.	放射線量及び放射性物質濃度の測定	17
3.	緊急時医療	17
4.	消火活動	18

5.	汚染拡大の防止	18
6.	線量評価等	18
7.	広報活動	18
8.	応急復旧	18
9.	原子力災害の拡大防止を図るための措置	18
10.	資機材の調達及び輸送	19
11.	応急措置の実施の報告	19
12.	原子力防災要員の派遣等	19
第3節	原子力緊急事態宣言発令時の措置	20
1.	第2次緊急事態勢の発令	20
2.	原子力災害合同対策協議会等への連絡報告	20
3.	応急措置の継続実施	20
第4章	原子力災害事後対策の実施	21
第1節	研究所の対策	21
1.	復旧対策	21
2.	被災者の相談窓口の設置	21
3.	原子力緊急事態解除宣言以降に開催される合同対策協議会への参加	21
4.	緊急事態勢の解除	21
5.	原因究明と再発防止策の実施	22
第2節	原子力防災要員の派遣等	22
1.	広報活動に関する事項	22
2.	環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	22
第5章	その他	23
第1節	他の原子力事業所への協力	23
第2節	他の原子力事業者との協定	23

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、近畿大学原子力研究所（以下「研究所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために原子力防災管理者が実施すべき必要な業務に関する事項を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、周辺公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉施設（及び使用施設）の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で研究所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業者

原災法第2条第3号ロ及びヘに規定される者で近畿大学理事長をいう。

7. 原子力事業所

原子炉施設、使用施設等を有する事業所で研究所をいう。

8. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

9. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）、その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

10. 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって研究所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。

11. 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

12. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき研究所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

1 3. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき選任され、研究所において、原子力防災組織の統括及びその事業の実施を統括管理する者をいう。

1 4. 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

1 5. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

研究所は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下、「炉規法」という。）その他の法令に基づき、原子炉施設の設計、建設、運転の各段階において、各種の安全対策を講じている。原子力災害の発生を防止するためには、運転管理、核燃料管理、放射線管理等について規定された事項を遵守することが必要であるが、これらの事項については炉規法に基づいて定められ、認可を受けた保安規定に記載されている。

これらの安全対策とは別に、万一、放射性物質又は放射線が研究所の敷地外へ異常に放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力災害対策である。このため、原災法その他の原子力災害防止のための法令に基づき、原子力災害を未然に防止し、原子力災害が発生した場合に拡大の防止及び復旧を図るために実施すべき事項をあらかじめ定めておくことが必要であり、この計画を策定する。

研究所は、原子炉施設及び研究所敷地内外の安全を確保する責務を有すること、並びに敷地外の住民の安全確保が全てに優先することを確認し、関係法令及び保安規定を遵守するとともに、この計画を誠実に履行する。特に、研究所に起因する放射性物質及び放射線に対する敷地外での防護については万全の措置を講ずる。

この計画において、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の各段階における諸施策について次のように定め、防災業務の推進を図ることにする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育、防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、一定の事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施と関係機関への原子力防災要員の派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、原子力災害事後対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への原子力防災要員の派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及び原子力防災補佐要員は、平常時から原子力災害対策活動について理解しておくとともに、緊急時にはこの計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

なお、この計画を修正する場合は次の手順を踏む。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ大阪府知事、奈良県知事及び東大阪市長（以下「府県知事及び市長」という。）にこの計画を修正しようとする日の60日前までに計画の案を提出する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。

3. 原子力事業者は、この計画を修正した場合、7日以内に**別記様式第1**に定める届出書により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に対し、この計画の修正又は実施の状況について報告できるよう、修正履歴及び実施の状況に関する結果等について10年間保存する。(ただし、保安規定等により別に保存期間が定められているものを除く。)

なお、原子力防災管理者は検討の結果、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官、府県知事及び市長に報告する。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時態勢を区分する。

表 緊急時態勢の区分

原子力災害の情勢	緊急時態勢の区分
別表第1 の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し第1次緊急時態勢をとる必要がなくなった時までの間	第1次緊急時態勢
別表第2 の状態となり、その旨を関係機関に報告するとき、又は、内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第2次緊急時態勢

注) 原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時態勢を継続することができる。

2. 原子力防災組織

- (1) 原子力防災管理者は、研究所に**別図第1**に示す原子力研究所防災組織を設置する。
- (2) 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- (3) 原子力防災要員は、原子力防災組織から選任し、原子力災害が発生した場合に直ちに**別表第3**に定める業務を行う。
- (4) 原子力事業者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に**別記様式第2**の届出書により原子力防災要員を置いた又は変更した日から7日以内に届け出る。

(5) 原子力防災管理者は、原子力防災要員の内、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員の主な職務は以下のとおりとする。

- a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
- b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
- c. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者

(1) 原子力防災管理者の職務

- a. 原子力防災管理者は、研究所の所長とし原子力防災組織を統括管理する。
- b. 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に定められた**別表第1**の事象が発生した場合、直ちに**別図第2**に示す箇所へ通報する。
- c. 原子力防災管理者は、**別表第1**の事象が発生した場合、直ちに原子力防災要員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。
- d. 原子力防災管理者は、原災法第15条第1項に定められた**別表第2**の事象が発生した場合、直ちに**別図第3**に示す箇所へ通報する。
- e. 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- f. 原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し定期的に緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者を**別表7**のとおり置く。副原子力防災管理者は原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在の時は、その職務を代行する。原子力防災管理者の代行順位は、同表のとおりとする。

(3) 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者がその職務を遂行できないときは、あらかじめ定めた順位に従い、代行者が職務を代行する。

(4) 理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に**別記様式第3**の届出書により原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した日から7日以内に届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 原災法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、**別表第1**に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに備えて、別図第2に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、関係機関から、原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原災法第10条第1項に基づく通報後の情報連絡体制

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の関係機関への報告及び連絡のために、別図第3に定める連絡体制を整備しておくものとする。

2. 緊急時態勢の発令及び解除

(1) 緊急時態勢の発令

原子力防災管理者は、緊急事態が発生した場合、その情勢に応じて緊急時態勢を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合は、直ちに原子力事業者に報告する。

(2) 原子力災害対策本部の設置

- a. 原子力防災管理者は、緊急時態勢が発令された場合は、速やかに、研究所に原子力防災対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- b. 対策本部は、研究所の所員で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、対策本部長としてその職務を遂行する。

(3) 緊急時態勢の解除

対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関（国及び地方公共団体の原子力災害現地対策本部）と協議し緊急時態勢を解除する。

- a. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- b. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

原子力防災管理者は、研究所の緊急時態勢を解除した場合は、原子力事業者に報告する。

対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、対策本部を解散する。

3. 緊急時態勢における権限の行使等

(1) 緊急時態勢が発令された場合は、研究所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、対策本部のもとで行う。

(2) 緊急時態勢が発令された場合、原子力防災管理者は対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。

ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

(3) 緊急対策本部員は、対策本部長の指揮のもとに、自己の属する担当、系の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

第3節 放射線測定設備及び原子力資機材等の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査

原子力防災管理者は、**別図第5**に定める敷地境界付近の放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）に関して次の措置を講ずる。

(1) 原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、モニタリングポストを設置する。

(2) モニタリングポストは、その検出部、表示、記録装置その他主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。

(3) モニタリングポストを設置している周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。

(4) モニタリングポストは、毎年1回以上定期的にその校正を行う。

(5) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、**別表第4**に定める代替手法を講じる。

(6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に7日以内に**別記様式第4**に定める届出書により届け出る。

(7) モニタリングポストを新たに設置した場合は、**別記様式第5**の届出書と併せて、申請書を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に提出し、検査を受ける。

(8) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存

する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量の測定記録を公衆が閲覧できるようにする。

- (9) 関係機関の長からモニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより測定された放射線量の記録又は公表に関する事項について、報告を求められたときはこれを行うとともに、その評価結果を関係機関と共有する。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力事業者は、原災法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次の措置を講ずる。

- (1) **別表第5**に定める原子力防災資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより、必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に7日以内に**別記様式第5**に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの状況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。

3. 気象計の設置、検査

原子力防災管理者は、**別図第5**に定める気象観測計に関して次の措置を講ずる。

- (1) 常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 気象計は、1年に1回以上定期的に、点検校正を行う。
- (3) 気象計により観測したデータは1年間保管する。

第4節 原子力災害活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策拠点施設に備え付ける資料

原子力事業者は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、**別表第6**に定める資料を緊急事態応急対策拠点（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料については年1回見直しを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力事業者は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、**別表第6**に

定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料については定期的に見直しを行う。

3. 対策本部に備え付ける資料

原子力事業者は、**別表第6**に定める資料を原子力研究所管理棟に備え付け、緊急対策本部において使用する。また、原子力防災管理者はこれらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急対策本部室

原子力防災管理者は、緊急対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。

2. 集合及び避難場所

原子力防災管理者は、集合及び避難場所を原子力防災要員その他必要な関係者に周知する。

3. 放送装置

原子力防災管理者は、所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育

原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し、原子力災害に対する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について、毎年度当初に計画を立案し防災教育を実施する。また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

1. 研究所の施設に関する事項

2. 原子力防災活動及び組織に関する事項

3. 放射線量並びに放射性物質の濃度及び表面密度の測定に関する事項

4. 放射線防護に関する事項

5. 臨界安全管理に関する事項
6. 核燃料物質に関する事項
7. 原子力防災対策上の諸設備に関する事項
8. その他原子力防災対策上必要な事項

第7節 防災訓練

原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、次の防災訓練を実施する。

1. 研究所内における訓練

原子力防災要員を対象に年1回以上、原子力緊急事態（15条事象）を想定した防災訓練を実施する。この際、通報、連絡、緊急時モニタリング、緊急時汚染・火災対応、地震対応、避難誘導等の事項を適切に組み合わせた実効的な訓練計画を策定し、その計画の下に訓練を実施する。この際、原子力防災管理者は、訓練の実施要領等について原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。また、訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じてこの計画の見直しを行う。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に参加し、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

3. 結果の報告と公開

原子力防災管理者は、原災法第13条の2第1項の規定に基づき、防災訓練の結果の報告及び要旨の公開を行う。

第8節 関係機関との連携協力

原子力事業者は、関係機関と相互に連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力

災害事後対策を進めるため、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携協力

- (1) 国の機関（主務省及びその他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等、相互の連携体制を整備しておく。
- (2) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査についての対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画、原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互の連携体制を整備しておく。

- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子炉等規制法第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携協力

- (1) 地方公共団体（大阪府、奈良県、東大阪市）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供、緊急時モニタリング体制の整備・維持等に関して相互連携を図る。
- (2) 地方防災会議等が開催され、参加要請があった場合は、参加し、密接な連携を保つ。
- (3) 府県知事及び市長から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務についての報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者及びその他関係者は、府県知事及び市長から原災法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携協力

原子力防災管理者は、地元防災関係機関等と平常から協調し、防災情報の提供、収集等、相互の連携体制を整備しておく。

第9節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、研究所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓蒙を行うものとする。

1. 原子力事業所の概要
2. 原子力災害とその特殊性
3. 放射性物質及び放射線の特徴
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策の実施

第1節 通報、連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け又は自ら発見したときは、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて別記様式第6又は別記様式第8に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに別図第2に定められた通報先に通報する。
- (2) (1) によることができない場合には、通報は、別記様式6に、定められた事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認する。
- (3) 原子力防災管理者は、大阪府において、震度6弱以上の地震が発生した場合には、直ちに原災法第10条第1項に基づく通報に準じて、原子力規制委員会、府県知事及び市長に連絡する。
- (4) 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を関係機関と連絡をとりつつ、報道機関へ発表する。
- (5) 原子力防災管理者は、上記の通報等を行った場合、その内容を記録として保存する。

2. 緊急時態勢の発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節第1項「緊急時態勢の区分」に基づき、直ちに緊急時態勢を発令する。
なお、事象の進展によっては、第1次緊急時態勢を発令せず、直接第2次緊急時態勢を発令する場合もある。その場合の緊急時態勢の発令は、この計画第3章第3節第1項「第2次緊急時態勢の発令」に準じるものとする。
- (2) 原子力防災管理者は、前号に規定する緊急時態勢を発令した場合は、直ちに原子力事業者に報告する。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時体態勢発令後、第2章第2節第2項(2)に規定する緊急対策本部構成員を非常召集するものとする。
- (4) 原子力防災管理者は、対策本部が設置された後は、対策本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及

び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- a. 事故の発生時刻及び場所
 - b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - d. 研究所敷地周辺における放射線量並びに放射性物質濃度の測定結果
 - e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - f. 気象状況
 - g. 収束の見通し
 - h. その他必要と認める事項
- (2) 対策本部長は、上記情報を定期的に収集し、その内容を**別記様式 7**に記入し、別図第3に定められた関係機関に速やかに連絡することとし、国、府、県、市及びその他の防災関係機関が実施する応急対策活動に支障の生ずることがないように努めるものとする。
- (3) 本部長は、通報、連絡を行う場合、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で主な通報連絡先に連絡する。

4. 電話回線の確保

対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備、避難誘導

(1) 避難場所の指定

対策本部長は、**別図第6**に示す配置図より、緊急時態勢が発令された場合の研究所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「研究所避難者」という。）に対する避難場所を指定する。また、対策本部長は、研究所避難者の避難誘導を行う者（避難誘導員）の配置を指定し、その業務にあたらせる。

(2) 避難の周知

対策本部長は、研究所避難者に対して所内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知させる。この際、来訪者に対しては、避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 研究所敷地外への避難

対策本部長は、研究所避難者を研究所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、研究所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に対策本部長は、その旨を直ちに府県知事、市長、原子力防災専門官及びその他関係各機関に連絡する。

研究所避難者の避難状況を把握するため、避難誘導員は研究所避難者を研究所敷地外に避難させるときは、研究所入域時に氏名を記録した来訪者に対しては、研究所敷地内からの退域時にその氏名を記録し、それ以外の避難者に対しては、その人数を記録する。

(4) 研究所への入域制限

対策本部長は緊急事態発令中においては、研究所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射線量及び放射性物質濃度の測定

対策本部長は、研究所内及び研究所敷地周辺の放射線量並びに放射性物質濃度の測定を行い、放射性物質が研究所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定し、その結果を関係機関に連絡する。

3. 緊急時医療

(1) 負傷者等の救助活動

対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、可能な限り負傷者等を速やかに、放射線による影響の少ない場所に救出する等の必要な措置を講ずる。

(2) 医療活動

対策本部長は、負傷者等に対し可能な限りの応急処置、除染等の措置を講じ、別に定めるマニュアル等に従い、必要の措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

対策本部長は、医療機関に負傷者等の移送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊員到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染状況等、救急隊員等の被ばく防止のために必要な情報を伝達するとともに、放射線管理を行う原子力防災要員等を随行させる。また、負傷者等の搬送時における放射性物質による汚染の拡大防止等に協力、支援する。

4. 消火活動

対策本部長は速やかに火災の状況を把握し、職員の安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ放送等を行い、研究所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価等

対策本部長は、避難者及び原子力災害対策活動要員の線量評価を行うとともに、避難者及び要員の安全確保に万全を期す。また、身体、衣服等に放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその除去に努める。

7. 広報活動

- (1) 対策本部長は、緊急時態勢を発令したときは、**別表第8**に示す場所に広報拠点を設置する。なお、原子力災害による被害が拡大し、現地の広報拠点が放射線の影響等により使用できない可能性があるとは判断した場合は、その状況に応じこれを変更する。対策本部長は公表する内容を取りまとめ、**別表第9**に示す経路により連絡する。
- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合は、原子力災害対策本部などが指定する場所で広報を行う
- (3) 市等が行う住民への広報活動については、積極的に協力を行う。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備及び点検

対策本部長は、警報盤の計器等による監視及び可能な範囲での巡視点検の実施により、研究所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

(2) 応急の復旧対策

対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るため、応急復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

対策本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害

の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討し、実施する。

- (1) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する措置を講ずる。
- (2) 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な措置を行う。
- (3) その他の施設については、必要な点検及び操作を実施し、保安維持を行う。
- (4) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

1 0. 資機材の調達及び輸送

本部長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達し、輸送する。

1 1. 応急措置の実施の報告

対策本部長は、次の各項の研究所敷地内における応急処置を実施するとともに、その概要について、**別記様式第 1 0**に定める報告様式にその概要を記入し、**別図第 3**に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事、市長、原子力防災専門官及び各関係機関に適宜報告する。

1 2. 原子力防災要員の派遣等

対策本部長は、緊急時態勢を発令した場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに府県知事、市長、その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第 1 0 に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。また、国から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制をとる旨の情報を入手した場合、別表第 1 0 に定める原子力防災要員等の派遣を指示する。

(1) オフサイトセンターの業務に関する事項

- a. オフサイトセンターの設営準備助勢
- b. 事業所とオフサイトセンターとの情報交換
- c. 報道機関への情報提供
- d. 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- e. 原子力災害合同対策協議会への参加等

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- a. 環境放射線モニタリング
- b. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- c. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

d. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、原子力事業者は必要に応じて他の原子力事業者の支援を要請する。

第3節 原子力緊急事態宣言発令時の措置

1. 第2次緊急事態勢の発令

- (1) 対策本部長は、周辺環境の放射線量又は原子炉施設の状態が原災法第15条第1項に定められた基準（別表第2に定められた状態）に至った場合は、直ちに別図第3に定められた通報先に報告するものとする。
- (2) 対策本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発したときは、第2次緊急事態勢を発令するものとする。
- (3) 対策本部長は、別図第5に定める連絡経路に基づき、原子力事業者その他必要な箇所に第2次緊急事態勢を発令した旨を連絡するものとする。

2. 原子力災害合同対策協議会等への連絡報告

- (1) 対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣される原子力防災要員と密接に連絡を取る。対策本部長は原子力災害合同対策協議会から研究所に要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 本部長は、関係機関から原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続実施する。

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言以降において、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 研究所の対策

1. 復旧対策

対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、それに基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設等の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設等の除染の実施
- (3) 原子炉施設等損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 復旧対策の実施体制、実施担当者及び実施工程

対策本部長は、関係機関に原子力災害事後対策の実施に関する事項について適宜報告する。

2. 被災者の相談窓口の設置

原子力事業者は、被災者の損害賠償請求等のための相談窓口を設置する等、必要な体制を速やかに整備する。

3. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される合同対策協議会への参加

対策本部長は、指名した者を合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、合同対策協議会の決定事項を対策本部に指示、伝達するとともに、合同対策協議会において必要な意見を述べる。対策本部長は、合同対策協議会において出された要求事項について、必要な対策を行う。

4. 緊急事態勢の解除

対策本部長は、この計画第2章第2節第1項(3)「緊急事態勢の解除」に基づき緊急事態勢を解除した場合は、その旨を別図第3に定める連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに府県知事、市長、その他の執行機関が実施する原子力事業所敷地外における原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、**別表第11**に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

1. 広報活動に関する事項

- (1) 研究所とオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供
- (3) 被災者の相談窓口の設置

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置された原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散されている場合は派遣先）の指示に基づき必要な業務を行う。

また、対策本部長は、他の原子力事業所の応援を必要とするときは、原子力事業者にこれを要請する。

これを受けて、原子力事業者は他の原子力事業者に応援を要請する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業所への協力

研究所以外の原子力事業所で原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）が発生した場合、原子力防災管理者は、国等からの要請に応じ、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項について**別表第12**に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

ただし、事業所外運搬の場合にあっては、「研究所以外の原子力事業所で原子力災害」を「研究所に通報責任のない原子燃料等の輸送中の原子力災害」に読み替えて準用することとする。

なお、派遣要員及び原子力資機材等の輸送手段として、車両等を使用することとするが、道路等の状況に応じて、別途、必要な措置を講じる。

第2節 他の原子力事業者との協定

大阪府域の原子力事業者間における原子力災害の拡大防止と早期復旧を図ることを目的として、大阪府、原子燃料工業、近畿大学及び京都大学の間で「原子力災害時の相互支援に関する協定書」（平成13年5月28日付）を締結し、応急対策の強化と原子力事業者間の応援活動等について、相互に協力することを定めている。

附 記

この原子力事業者防災業務計画は、平成12年10月16日付けで施行する。

この原子力事業者防災業務計画は、平成13年10月24日付けで施行する。

この原子力事業者防災業務計画は、平成14年10月31日付けで施行する。

この原子力事業者防災業務計画は、平成15年10月20日付けで施行する。

この原子力事業者防災業務計画は、平成16年10月20日付けで施行する。

この原子力事業者防災業務計画は、平成17年10月20日付けで施行する。

この原子力事業者防災業務計画は、平成18年10月25日付けで施行する。

この原子力事業者防災業務計画は、平成19年10月25日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成20年10月24日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成21年11月16日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成22年11月15日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成24年11月30日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成25年 3月18日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成25年12月 1日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成26年12月 1日付けで施行する。

原子力事業者防災業務計画別紙

平成 2 6 年 1 2 月

近畿大学原子力研究所

別 紙 目 次

別表第 1	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報の基準	1
別表第 2	原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準	2
別表第 3	原子力防災要員の職務と配置	3
別表第 4	モニタリングポストが故障等により使用不可能となった場合に 行う代替措置	4
別表第 5	原子力防災資機材	5
別表第 6	原子力災害対策活動で使用する資料	6
別表第 7	副原子力防災管理者と原子力防災管理者の代行順位	7
別表第 8	広報拠点設置場所	8
別表第 9	公表内容の伝達経路	9
別表第 10	緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力 防災資機材の貸与	10
別表第 11	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子 力防災資機材の貸与	11
別表第 12	他の原子力事業所への 原子力防災要員の派遣、原子力防 災資機材の貸与	12
別図第 1	原子力防災組織	13
別図第 2	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路（事象発生時）	14
別図第 3	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路（第 1 報通報後）	15
別図第 4	緊急時態勢発令の所内の伝達経路	16
別図第 5	研究所敷地内周辺の放射線測定場所、 気象計設置場所及び防災資機材保管場所	17
別図第 6	研究所敷地内の避難場所	18
別記様式第 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	19
別記様式第 2	原子力防災要員現況届出書	20
別記様式第 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任 届出書	21
別記様式第 4	放射線測定設備現況届出書	22
別記様式第 5	原子力防災資機材現況届出書	23

別記様式第 6	特定事象発生通報	2 4
別記様式第 7	異常事態連絡様式（第 2 報以降）	2 5
別記様式第 8	原子力災害対策特別措置法第 1 5 条第 1 項の基準に達した ときの報告様式	2 9
別記様式第 9	防災訓練実施結果報告書	3 0
別記様式第 1 0	応急措置の概要の報告	3 1

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報の基準

1. 研究所敷地境界付近で $5\mu\text{Sv/h}$ を超えたとき
(1 地点10分間未満の場合、落雷等による計器の誤動作の場合は除く)
(γ 線量率が $1\mu\text{Sv/h}$ を超えたとき、中性子線量率の測定を開始)
2. 敷地内、管理区域外の場所で、 $50\mu\text{Sv/h}$ を超えたとき
3. 排気筒で、管理基準1-1に定める値以上の放射性物質が検出されたとき
4. その他の場所で、管理基準1-2に定める値以上の放射性物質が検出されたとき
5. 次のような事態が発生して、緊急事態にいたる可能性のあるとき
 - 1) 原子炉炉心以外の場所での臨界の発生
 - 2) 原子炉の停止機能の喪失
 - 3) 制御室の使用不能

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（1／10）

略称	法 令
(1) 敷地境界放射線量上昇	政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項に定めるところにより検出されたこと。 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μSv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項に定めるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則に定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示（原子力規制委員会が定める測定設備） 政令第4条第3項（前項に定めるところ） 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ）

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（2／10）

略称	法 令
	令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。
（2） 放射性物質通常経路放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：5 μSv/h （1）参照 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表の上覧に掲げる場合に依じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする（表は7/10、8/10に添付する）。
（3） 火災爆発等による放射性物質放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 50 μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 μSv/h の放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に依じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3／10）

略称	法	令				
		<table border="1"><tr><th>原子炉設置者</th></tr><tr><td>規制法第43条の4第23条第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者 にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4 号に、それ以外の者において試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転 等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域</td></tr></table> <table border="1"><tr><th>使 用 者</th></tr><tr><td>核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域</td></tr></table> 前号に規定する場所：当該原子力施設における原子炉の運転等のための施設 の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 （2）参照。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関す る規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に 定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出する こと。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関す る規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の 濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第 4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の 濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該 放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関す る規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4項第4号第3項口の主務省令で定める基準は、空気中の放射性物質の濃 度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつ て は、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値	原子炉設置者	規制法第43条の4第23条第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者 にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4 号に、それ以外の者において試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転 等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域	使 用 者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域
原子炉設置者						
規制法第43条の4第23条第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者 にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4 号に、それ以外の者において試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転 等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域						
使 用 者						
核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域						

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（4／10）

略称	法 令
	二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれの放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
（4） 事業所外運搬放射線量異常	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
（5） その他の事象	政令第4条第4項第5号 前各号に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に掲げる原子炉（第6条第4項第4号において「実用発電用原子炉」という。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 令第4条第4項第5号の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（5／10）

略称	法 令
	一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの (抜粋) ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。） （１）原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。 （２）原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。 （３）原子炉制御室が使用できなくなること。 二 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。 政令第4条第4項第6号 前各号に掲げるもののほか、第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象 政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（6／10）

略称	法 令
	政令第6条第4項第4号 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第14条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 （抜粋） ホ 試験研究用原子炉施設 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運搬基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋燃性が高い状態にあることとする。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（7／10）

添付 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項に基づく基準（1／2）

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれの放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれの放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれの放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（8／10）

添付 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項に基づく基準（2／2）

場 合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準(9/10)
別表(原子力災害対策特別措置法施行規則第6条関係)

単位[m³/s]

(1)濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

放射線物質が放出される地点の地表からの高さ(注)(m)		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																			
		20未満 1×10 ⁶	20以上 30未満 5×10 ¹⁰	30以上 40未満 1×10 ^{10²}	40以上 50未満 1×10 ^{10²}	50以上 60未満 1×10 ^{10²}	60以上 70未満 5×10 ^{10²}	70以上 80未満 5×10 ^{10²}	80以上 90未満 5×10 ^{10²}	90以上 100未満 1×10 ^{10³}	100以上 200未満 1×10 ^{10³}	200以上 300未満 5×10 ^{10³}	300以上 400未満 1×10 ^{10⁴}	400以上 500未満 1×10 ^{10⁴}	500以上 600未満 1×10 ^{10⁴}	600以上 700未満 1×10 ^{10⁴}	700以上 800未満 1×10 ^{10⁴}	800以上 900未満 5×10 ^{10⁴}	900以上 1000未満 5×10 ^{10⁴}	1000以上	
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ(注)(m)	1未満																				
	1以上10未満	1×10 ^{10²}	1×10 ^{10²}	1×10 ^{10²}	1×10 ^{10²}	5×10 ^{10²}	5×10 ^{10²}	1×10 ^{10³}	1×10 ^{10³}	1×10 ^{10³}	5×10 ^{10³}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	5×10 ^{10⁴}	5×10 ^{10⁴}	5×10 ^{10⁴}	
	10以上20未満	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	1×10 ^{10⁴}	5×10 ^{10⁴}	5×10 ^{10⁴}	5×10 ^{10⁴}	5×10 ^{10⁴}	5×10 ^{10⁴}	
	20以上30未満	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	
	30以上40未満	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁵}	
	40以上50未満	1×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	
	50以上60未満	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	
	60以上70未満	5×10 ^{10⁶}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	5×10 ^{10⁵}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	
	70以上80未満	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	
	80以上90未満	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	
	90以上100未満	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	
	100以上110未満	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	
	110以上120未満	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	
	120以上130未満	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	
	130以上140未満	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	
140以上150未満	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}		
150以上	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}	1×10 ^{10⁶}		

(注) 高さは、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さをを用いることができる。

別表第1 原災法第10条第1項に基づく通報基準(10/10)
別表(原子力災害対策特別措置法施行規則第6条関係)

単位[m³]

(2) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離(m)																				
放射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 地 点 の 地 表 か ら の 高 さ (注)(m)		20以上 30未満	20以上 40未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上
		1未満 5×10 ⁵	5×10 ⁶ 1×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶	1×10 ⁷ 5×10 ⁶
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ(注)(m)	1以上 10未満	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷
	10以上 20未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	20以上 30未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	30以上 40未満	5×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	40以上 50未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	50以上 60未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	60以上 70未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	70以上 80未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	80以上 90未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	90以上 100未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	100以上 110未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	110以上 120未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	120以上 130未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	130以上 140未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	140以上 150未満	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	150以上	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹

(注) 高さは、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さをを用いることができる。

別表第2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準

1. 研究所敷地境界付近で $5\mu\text{Sv/h}$ を超えたとき
(1地点10分間未満の場合、落雷等による計器の誤動作の場合は除く)
2. 敷地内、管理区域外の場所で、 5mSv/h を超えたとき
3. 排気筒で、管理基準2-1に定める値以上の放射性物質が検出されたとき
4. その他の場所で、管理基準2-2に定める値以上の放射性物質が検出されたとき
5. 次のような事態が発生して、緊急事態に至ったとき
 - 1) 原子炉炉心以外の場所での臨界の発生
 - 2) 原子炉の停止機能の喪失
 - 3) 制御室の使用不能

別表第2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1／4）

略称	法 令
(1) 敷地境界放射線量上昇	第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。 政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺道府県知事がある都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。） 5 μSv/h 二 （以下、略）

別表第2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（2／4）

略称	法 令
(2) 放射性物質通常経路放出	第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合 政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子力事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表下欄に掲げるものとする。
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	政令第6条第3項(異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第13条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

別表第2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(3/4)

略称	法 令
(4) 事業所 外運搬 放射線 量上昇	政令第6条第3項(異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h
(5) その他 の事象	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。 政令第6条第4項第4号 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令)で定めるもの 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第14条(原子力規制委員会規則で定めるもの) 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの (抜粋) ホ 試験研究用原子炉施設 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第六又は別表第七の第1欄に掲げるものに限り。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2

別表第2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（4／4）

略称	法 令
	の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表第3 原子力防災要員の職務と配置

1. 情報の収集、関係者との連絡調整	}	通報連絡係
2. 原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		
3. 広報		
4. 放射線量の測定、その他の状況の把握	}	測定検出係
5. 原子力災害の発生又は拡大の防止		保 安 係
6. 施設設備の整備・点検、応急の復旧		
7. 放射性物質による汚染の除去	}	救 護 係
8. 被ばく者の救助、その他医療処置		工 作 係
9. 原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		警 防 係
10. 所内の警備、所内の教職員・学生等の避難誘導		

別表第4 モニタリングポストが故障等により使用不可能となった場合
に行う代替措置

1. 隣接するモニタリングポストの指示値に異常がないことを確認する。
2. 原子炉施設の運転状態に異常がないことを確認する。
3. 12時間以上測定不能状態が継続すると判断される場合には、サーベイメータ及び線量率記録装置を当該地点近傍に設置し、測定値を記録装置で記録する。1日1回以上記録された値を確認する。

別表第5 原子力防災資機材

原子力防災資機材の種類		配置数	点検内容	点検頻度
放射線障害 防護用器具	汚染防護服	13 組	外観・員数	6 ヶ月毎
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	2 個	外観・員数・動作	
	フィルター付き防護マスク	13 個	外観・員数	
非常用通信機器	緊急時電話回線	1 回線	外観・員数・動作	
	ファクシミリ	2 台	外観・員数・動作	
	携帯電話等	7 台	外観・員数・動作	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他固定式測定器(ガスモニタ)	1 台	外観・員数・動作	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	4 台	外観・員数・動作	
	中性子線測定用サーベイメータ	2 台	外観・員数・動作	
	空間放射線積算線量計	40 個	外観・員数	
	同上リダー	1 台	外観・員数・動作	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	2 台	外観・員数・動作	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	外観・員数・動作	
		測定器	外観・員数・動作	
	可搬式の放射性ヨウ素測定 関連機器	サンプラ	外観・員数・動作	
		測定器	外観・員数・動作	
その他資機材	個人用外部被ばく線量測定器	20 台	外観・員数・動作	
	ヨウ素剤	500 錠	外観・員数	
	担架	3 台	外観・員数	
	除染用具	1 式	外観・員数	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1 台	外観・員数	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1 式	外観・員数・動作	
				1 年毎

別表第6 原子力災害対策活動で使用する資料

内 容	資 料 名
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力事業者防災業務計画 ※ (2) 保安規定 ※ (3) 放射線障害予防規程
2. 放射線影響推定に関する資料	(1) 原子炉設置許可申請書 ※ (2) 防災施設配置図 ※ (3) 気象データ (4) 空間線量率測定データ (5) 環境試料測定データ (6) 事業所周辺地図

(注) ※印資料は原災法第12条第4項に基づき、内閣総理大臣に提出する資料（オフサイトセンターに配置）と同一資料である。

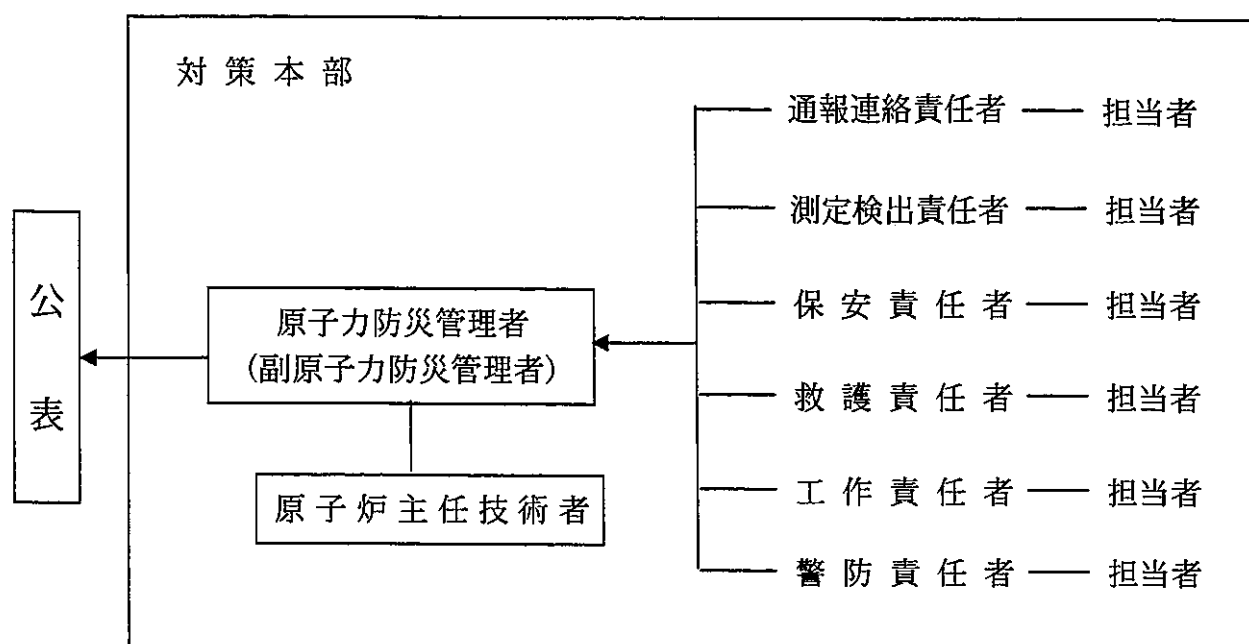
別表第7 副原子力防災管理者と原子力防災管理者の代行順位

代行順位	職 制
1	管理室長
2	原子炉管理班長
3	保健物理班長
4	計量管理班長

別表第 8 広報拠点設置場所

緊急時体制時の広報拠点は、近畿大学 1 1 月ホールに置く

別表第9 公表内容の伝達経路



別表第 10 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材の貸与
原子力災害合同対策本部における業務に関する事項	情報連絡係員 1 名	
環境モニタリング、汚染調査、汚染除去に関する業務	測定検出係員 1 名	品名、数量等は状況を判断し、また必要に応じて決定する
原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項	防災要員等 1 名	

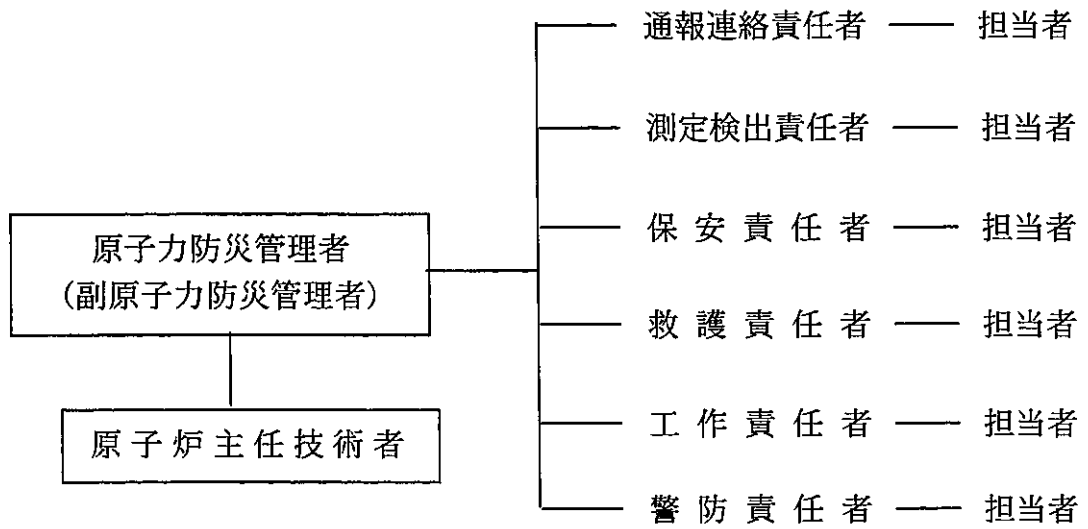
別表第 1 1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力
防災資機材の貸与

	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材の貸与
原子力災害合同対策本部における業務に関する事項	情報連絡係員 1 名	
環境モニタリング、汚染調査、汚染除去に関する業務	測定検出係員 1 名	品名、数量等は状況を判断し、また必要に応じて決定する

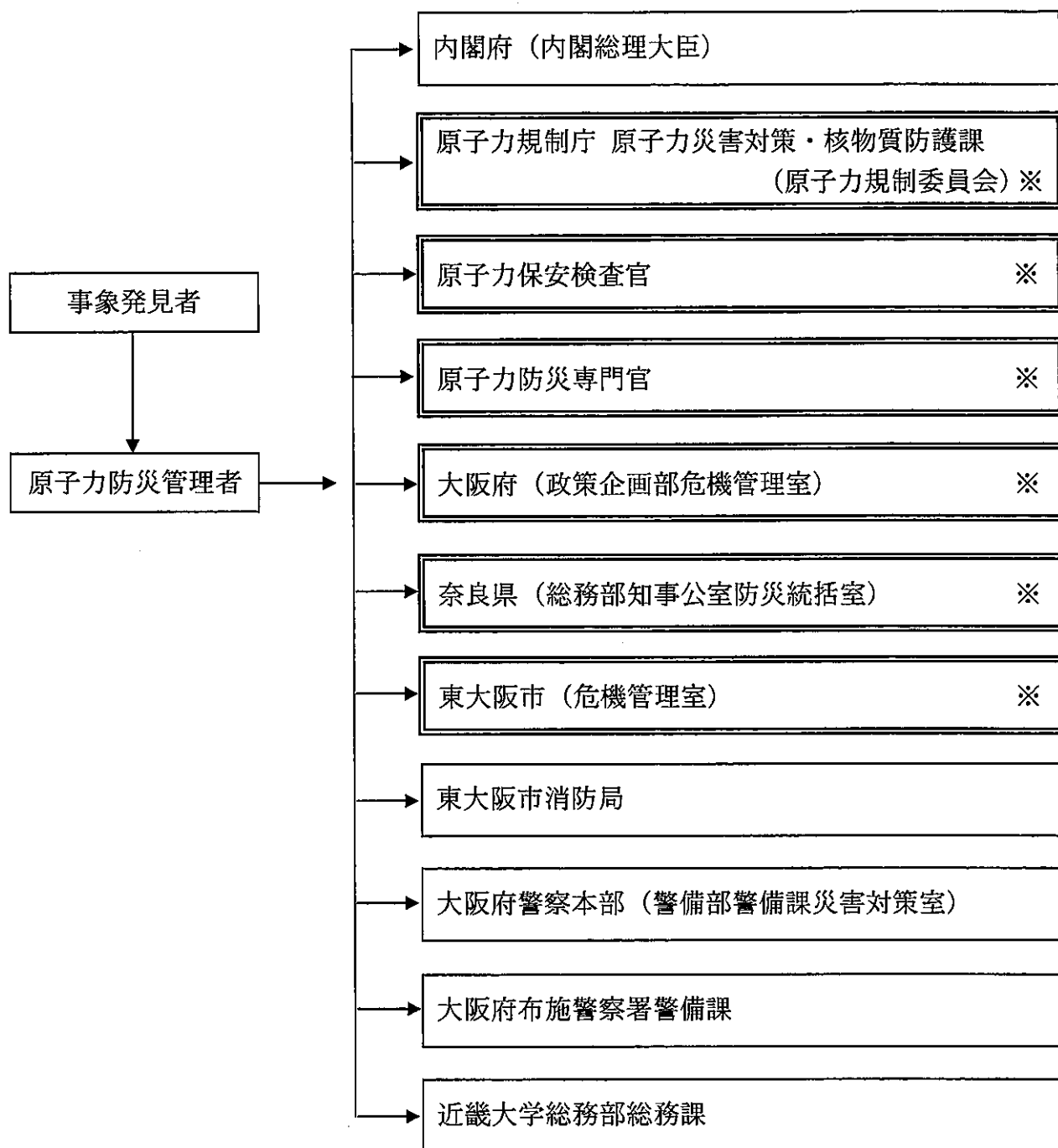
別表第 1 2 他の原子力事業所への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材
の貸与

	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材の貸与
環境モニタリング、 汚染調査、汚染除去 に関する業務	測定検出係員 1 名	品名、数量等は状況を判断し、また 必要に応じて決定する

別図第1 原子力防災組織



別図第2 原災法第10条第1項に基づく通報経路（事象発生時）

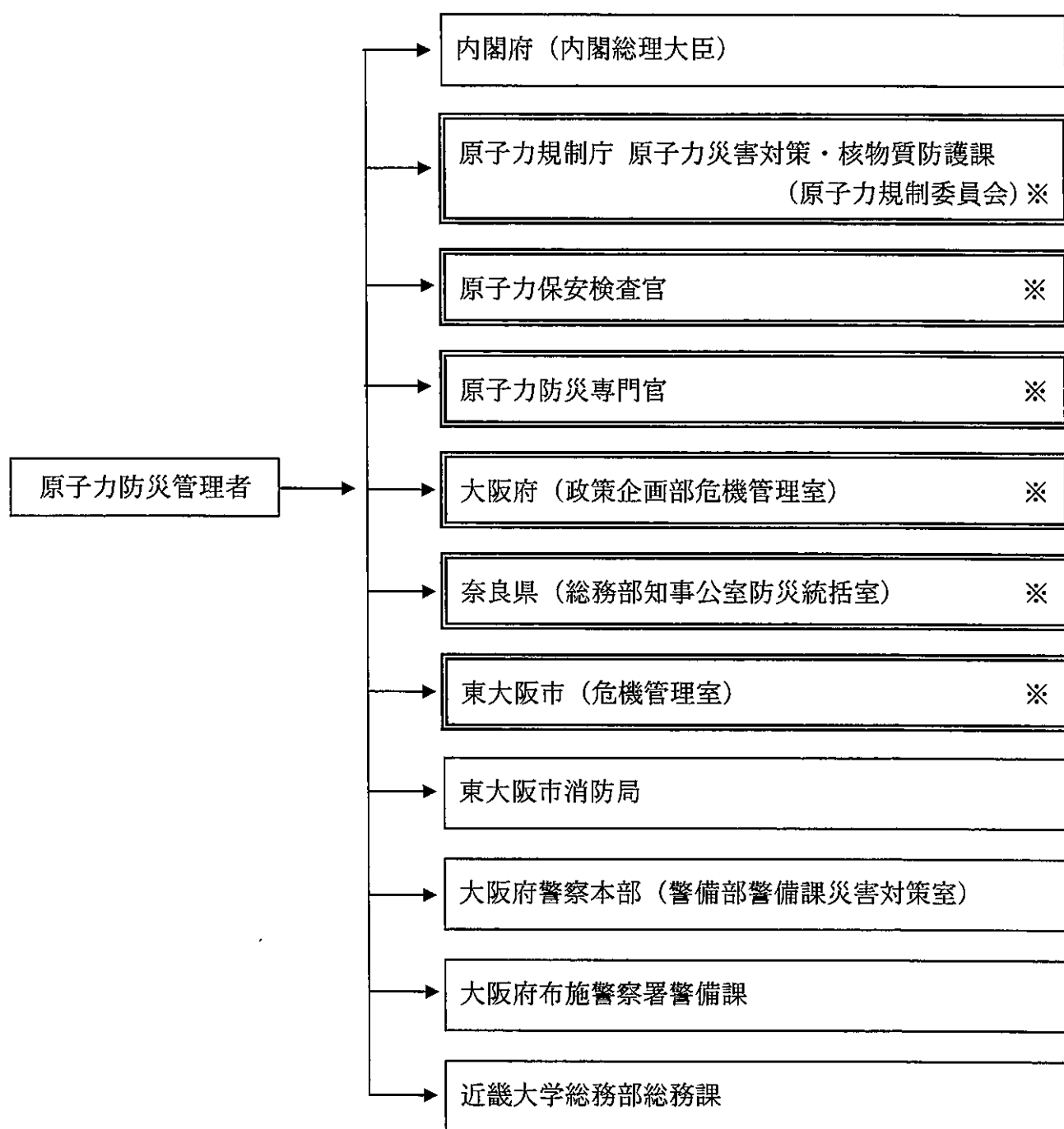


: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく連絡先

: その他関係機関

※ : ファクシミリ一斉送信後、電話によるファクシミリ着信の確認を行う機関

別図第3 原災法第10条第1項に基づく通報経路（第1報通報後）

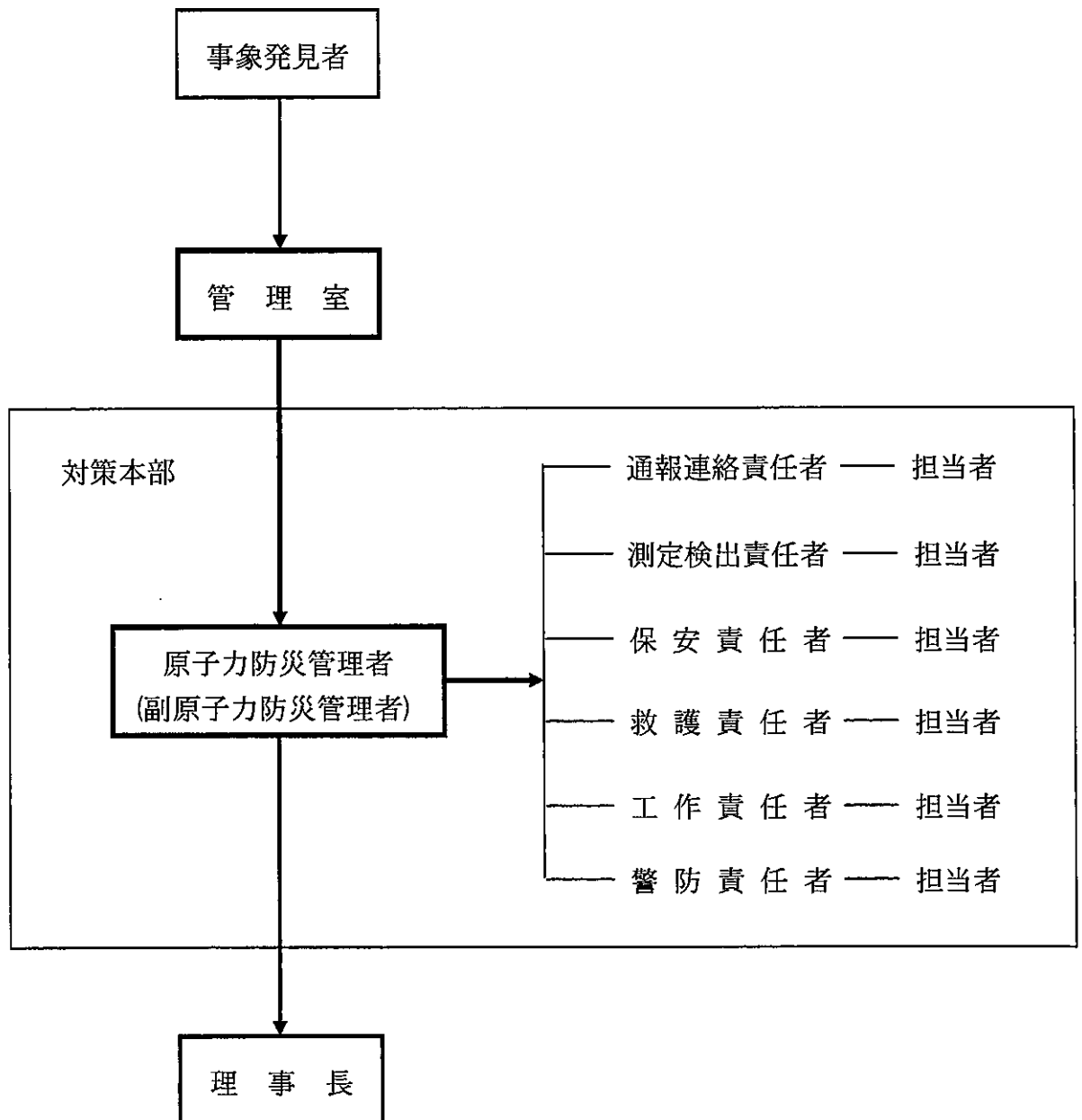


: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく連絡先

: その他関係機関

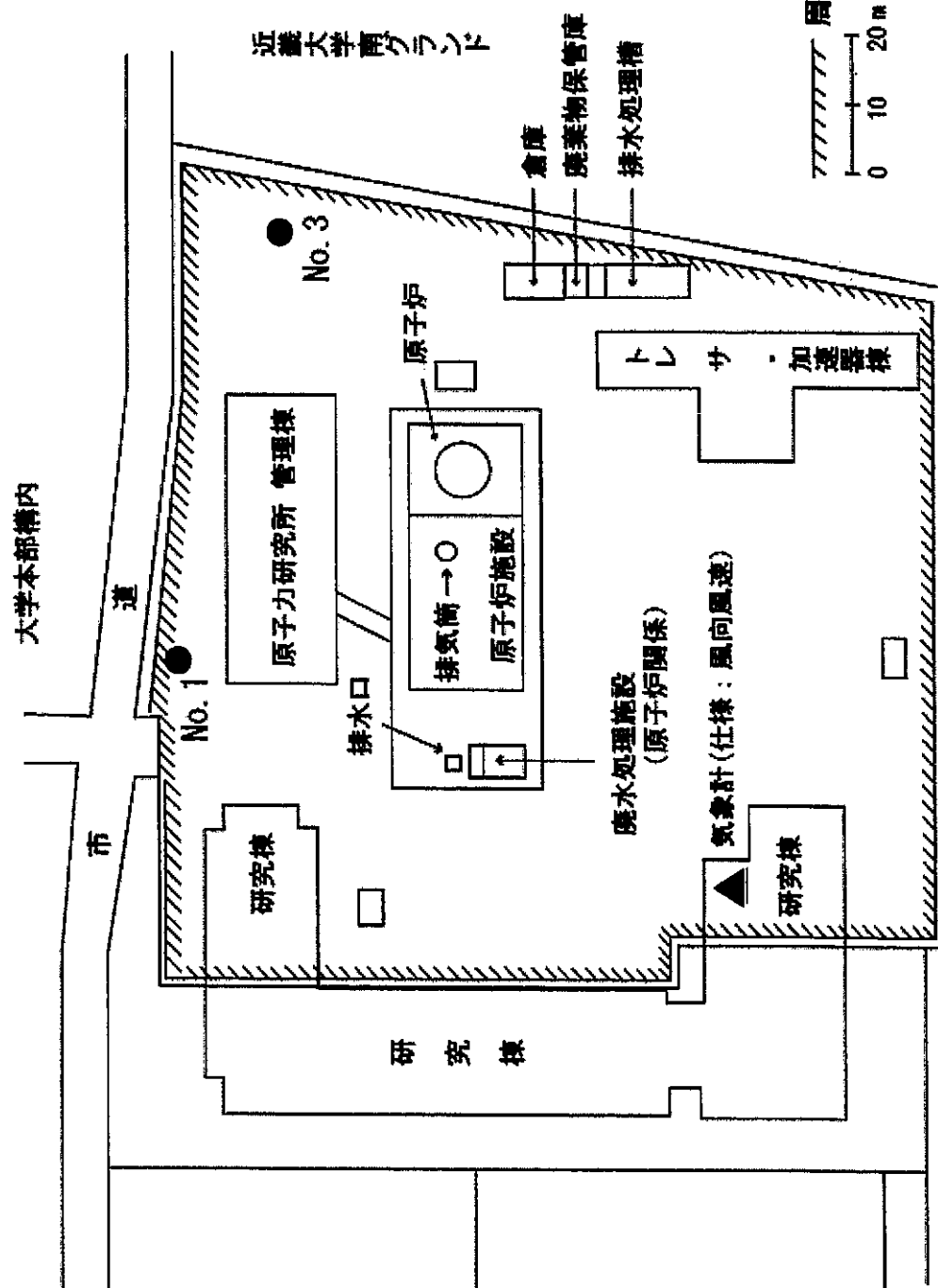
※ : ファクシミリ一斉送信後、電話によるファクシミリ着信の確認を行う機関

別図第4 緊急時態勢発令時の所内の伝達経路



別図第5 研究所敷地境界付近の放射線測定場所、
気象計設置場所及び防災資機材保管場所

N
4
+

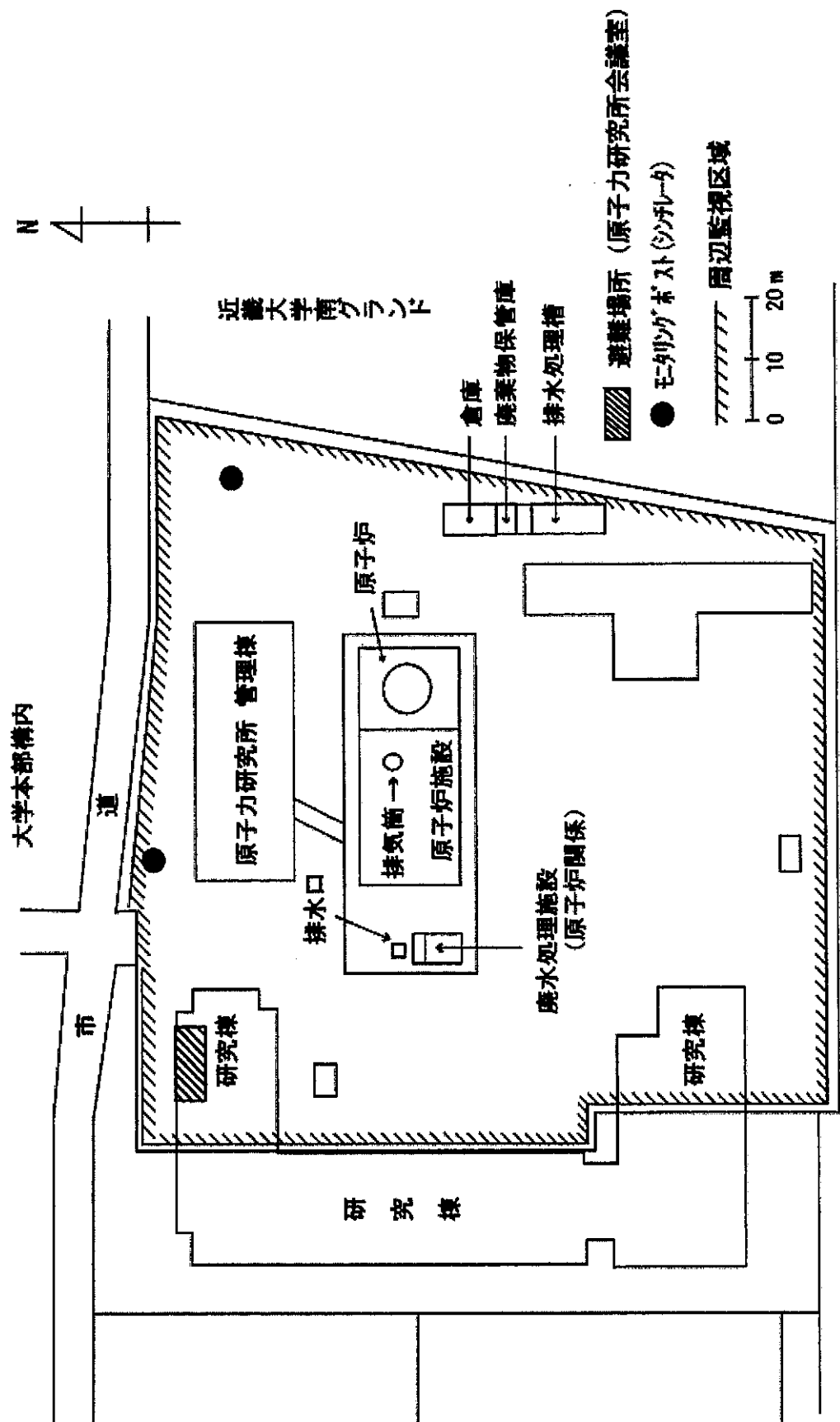


●：放射線測定場所
(検出器：NaI(Tl)シンチレータ)

測定場所	測定範囲
No. 1	$10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^2 \mu\text{Sv/h}$
No. 3	$10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^2 \mu\text{Sv/h}$

▲：気象計 (仕様：風向風速、測定高さ：32m)
防災資機材設置場所：原子力研究所管理棟
又は原子炉施設

別図第6 研究所敷地内の避難場所



別記様式第1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別記様式第2 原子力防災要員現況届出書

[illegible]

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別記様式第3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ）		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任しましたので、原子力 災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
区 分	選 任	解 任
正	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	/
副	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	/

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別記様式第4 放射線測定設備現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>		原子力事業所の名称及び場所	
原子力事業所の名称及び場所			
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数		
	設置場所	式	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		
	設置場所		
	検出される数値の把握方法		

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別記様式第5 原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
原子力資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	台	
	その他の固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ 測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ 測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
		モニタリングカー	台
	その他資機材	ヨウ素剤	錠
		担架	台
除染用具		式	
被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台	
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

別記様式第6 特定事象発生通報

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条 通 報

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7 異常事態連絡様式(第2報以降)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡すること。

平成__年__月__日 (第__報)	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
通報者名 _____	
連絡先(原子力防災管理者) _____	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称: _____ (事業区分: _____) 場所: _____
特定事象の発生箇所	_____ 建屋 _____ 施設
特定事象の発生時刻	平成__年__月__日__時__分(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 _____ 原子力緊急事態に該当 (□する, □しない)
	想定される原因 □特定 _____ □調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 □無 □有: 被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 □無 □有: _____
	気象情報 (確認時刻 時 分) ・天候 : _____ ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 : _____
	周辺環境への影響 □無 □有: _____
	応急措置

【別紙1：施設の運転に関するパラメータ】

1. 事故時の運転状況

事故発生時の工程	工 程 設 備
----------	---

2. 施設の状態

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
その他の状況 ・火 災 ・爆 発 ・漏 洩	
特 記 事 項	

※ 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時間 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 全 α (Bq/cm ³) 全 β (Bq/cm ³) 総 量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全 α (Bq) 全 β (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注 1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注 2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ	
排気筒モニタ	排気筒名： : cps
排気筒以外の放出場所の状況	場 所 名： : cps
.	.
.	.
.	.

固定式モニタリング設備地点					
γ線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	...
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	...
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	...
	.				
	.				
	.				

可動地点					
γ線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	...
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	...
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	...
	.				
	.				
	.				
中性子線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	...
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	...
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	...
	.				
	.				
	.				
ヨウ素濃度	設備地点名				
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	...
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	...
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	...
	.				
	.				
	.				
その他測定項目		設備地点名			
項目		時 分			...
		時 分			...
		時 分			...
	.				
	.				
	.				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

別記様式第8 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第15条 報 告

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	
1. 事故件名： 2. 事故発生場所： 3. 事故発生日時：平成 年 月 日 時 分 4. 事故の種類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇，原子炉外臨界 事業所外運搬事故 5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等			
敷地周辺の空間 線量率 (確認時刻： 時 分)	モニタリングポスト指示値	中性子線空間線量率	γ線空間線量率(電離箱式)
	No.1 $\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	No.3 $\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
気象状態 (確認時刻： 時 分) (m高)	天 候		
	風 向		
	風 速		
	大気安定度		
その他の事項			

(用紙サイズ：A4)

別記様式第9 防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者	
住所	
氏名	印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者	所属 電話)
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別記様式第10 応急措置の概要の報告

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

25 条通報

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり通報します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受診日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事故件名：

2. 事故発生日時：平成 年 月 日 時 分

3. 応急措置の概要

日 時	主 要 経 緯

4. その他の事項：

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

参 考 資 料

原子力事業者防災業務計画（近畿大学原子力研究所）の
別表第 1 及び別表第 2 に基づく管理基準

No.	関連条項	測定対象	基準値 (Bq/cm ³)	モニタ指示値
1 - 1	別表第 1	排気筒での空気中	14	1.7×10^5 cpm (ガス)
1 - 2	別表第 1	その他の場所での 空気中	9×10^3	1.6×10^9 cps (α , γ , β)
		周辺監視区域から 排出される水中	1	6×10^2 cpm (水)
2 - 1	別表第 2	排気筒での空気中	1400	1.7×10^7 cpm (ガス)
2 - 2	別表第 2	その他の場所での 空気中	9×10^5	1.6×10^{11} cps (α , γ , β)
		周辺監視区域から 排出される水中	100	6×10^4 cpm (水)

「異常時・故障時の連絡」及び「施設の設置又は変更」の取扱いについて

1. 異常・故障時の連絡

原子力災害対策特別措置法に規定のない次に掲げる異常事態・故障などが発生した場合には、所定の法令及び安全協定などに定められた機関並びに大阪府に速やかに通報するとともに、その状況、原因、それらに対する措置、周辺地域への影響等を報告する。

通報にあたっては、ファクシミリ送信後、速やかに電話により確実に着信したことを確認する。

- ① 従業員が法令に定める線量当量限度を超え、又は超えるおそれがある被ばくがあったとき
- ② 原子力事業所の主要な施設・設備に故障、欠陥があったとき又は原子炉の停止等があったとき
- ③ 管理区域内で火災が発生したとき
- ④ 核燃料輸送物及び放射線輸送等の輸送中に事故（事業所外運搬）があったとき
- ⑤ 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じたとき

2. 施設の設置又は変更

原子力事業者は、原子炉等規制法の規定により、原子力事業所の設置又は変更の承認・許可を受けようとするときは、事前に大阪府及び関係市に通知する。